

平成 22 年度

定期 監査 報告 書

(小中学校、保育園分)

伊 那 市 監 査 委 員

22伊監第47号
平成22年12月22日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰 雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

井上 富 男
加藤 正 光
柳川 広 美

平成22年度定期監査（小中学校、保育園分）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成22年度の定期監査を実施し、併せて地方自治法第199条第2項の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

第 1	監査執行年月日、監査の対象	1
第 2	監査の場所	1
第 3	監査の手続き	2
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の結果	2
1	収入について	3
2	支出について	3
3	財産管理について	4
4	施設管理について	4
5	運営について	5
6	その他	6

平成 22 年度定期監査報告書

第 1 監査執行年月日、監査の対象

平成 22 年 11 月 9 日	上の原保育園、美篤西部保育園
平成 22 年 11 月 10 日	伊那東保育園、竜東保育園、伊那東小学校
平成 22 年 11 月 11 日	手良保育園、手良小学校、伊那北小学校、伊那北保育園
平成 22 年 11 月 12 日	美篤保育園
平成 22 年 11 月 15 日	東春近中央保育園、東春近小学校、春富中学校、東春近南部保育園
平成 22 年 11 月 16 日	富県保育園、富県小学校、東部中学校、美篤小学校
平成 22 年 11 月 17 日	長谷保育園、長谷小学校、長谷中学校、新山小学校

小学校、中学校、保育園の全体のおおむね二分の一について実施した。

第 2 監査の場所

天竜川東側と長谷地区に位置する小学校、中学校、保育園の計 22 箇所

第3 監査の手続き

平成22年度の定期監査執行計画に基づき、各小中学校、保育園から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について関係書類の照合、実査並びに学校長又は園長等からの説明を受け、質疑応答により監査を実施しました。

第4 監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点の主眼とし実施しました。

- 1 事務執行は、合規的に行われているか。
- 2 予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。
- 3 各種の帳簿、証拠書類の係数は符合しているか。
- 4 契約事務及び金銭会計事務は適正に行われているか。
- 5 財産管理、施設管理は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行については、「事務を処理するにあっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」また、「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない。」という地方自治法の主旨にのっとり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められましたが、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、以下に記載します。

早めの対応に努めてください。

1 収入について

＜ 共通 ＞

- ・昨今の不況により、家計が苦しい保護者も多いようですが、特に現年分については、保育園卒園、小中学校卒業前までに完納となるよう努めてください。卒園、卒業後に過年度未収金を回収することは極めて困難です。

＜ 小中学校 ＞

- ・給食費の未収金回収については、積極的に取り組み改善が図られています。在校生の保護者の状況については、学校で十分に把握ができていました。年度内の収納に向け、早期に学校教育課やP T A役員等と連携して未収金解消に努めてください。

＜ 保育園 ＞

- ・保育料の未収金回収については、積極的に取り組み改善が図られています。在園児の保護者の状況については、保育園で十分に把握ができていて、子育て支援課でも情報の共有化が図られていました。保育園並びに子育て支援課職員の保護者への対応が、将来の学校給食の滞納を未然に防ぐ一因ともなるので、保護者との信頼関係を築きながら、未収金回収には更に厳正に対応してください。

2 支出について

＜ 共通 ＞

- ・教材や保育資材などは、市外の専門業者から購入する場合がありますが、地域振興の観点から、出来るだけ市内業者から購入するよう心がけてください。
- ・給食食材は、地産地消の観点から、出来るだけ地元で生産された野菜等を利用するように努めてください。
- ・給食食材を購入する場合、発注書の写しを納品書の代用としている例が見られました。納品書をその都度徴するなど、正規の手続きを取ってください。
- ・洗剤等が必要以上に保管されている施設がありました。配当された予算は、真に必要なものに支出し、残額は使い切りにすることなく不用額としてください。

＜ 小中学校 ＞

- ・学校医等が健診等で来校する際、タクシー券を使用する医師等と自家用車等を使用する医師等がありますが、自家用車等を使用する医師等には旅費が支給されていません。公平性について検討してください。

＜ 保育園 ＞

- ・保育資材や給食食材は出来るだけ幅広く単価契約を行い、園児数や立地による差が出ないようにしてください。

3 財産管理について

＜ 共通 ＞

- ・寄附された物品は、平成18年3月31日訓令第16号「伊那市に対する寄附の取扱いに関する規程」により処理することになっていますが、寄附者台帳に処理経過の記載が無いため、適正に管理されているかの確認が出来ない事例がありました。特に現金が寄附された場合に、使途等の処理経過に記載がないと、全く確認が出来ないので必ず記載してください。また、1件5万円未満の寄附については、寄附者名簿を作成することとなっておりますが、整備されていない施設がありました。

＜ 小中学校 ＞

- ・未開封の薬品が長期に保管されている事例がありました。必要最小限の購入に留意するほか、不要な薬品の処分を検討してください。
- ・金庫で保管されていない通帳がありました。必ず金庫で保管するよう改善してください。

＜ 保育園 ＞

- ・野菜や手作りのおもちゃなどの軽易な寄附については、寄附者名簿などで管理することが必要です。

4 施設管理について

＜ 共通 ＞

- ・小中学校や保育園の建物は、雨樋等の掃除がしやすいなど維持管理が容易で、暖房費等の経費がかからない、シンプルな構造が良いとの現場の意見があります。今後の設計の参考にしてください。
- ・今回監査対象とした小中学校、保育園では、施設の維持管理についてはおおむね適正に行われていましたが、平成20年3月12日付19伊総第420号総務部長通知「施設管理マニュアルの取扱い及び施設管理について」による管理は行われていませんでした。学校教育課、子育て支援課において、マニュアルを基本として小中学校、保育園施設の実情に合わせた様式を定めるなど、統一された基準で維持管理を行ってください。
- ・建物や砂場の屋根、手すりやフェンスなどの錆、壁のひびなどが見受け

られました。比較的新しい建物にも発生が見られるので、設計によるものなのか、工法によるものなのか原因を究明してください。

＜ 小中学校 ＞

- ・消防設備等の消防署からの指導については、室内消火栓のホースなど必要なものは予算化してください。また、処理経過を学校でも残すべきです。
- ・遊具台帳に点検項目が整備されておらず、処理経過が分からない事例がありました。修繕の要否及び経過を記録できる様式を検討してください。

＜ 保育園 ＞

- ・廊下の本棚が固定されていない園がありました。また、保育室や事務室が狭いため、布団や事務用品が廊下においてある園がありますが、廊下は災害時の避難経路になりますので、なるべく物を置かないように工夫してください。やむを得ず置く場合は、地震などで倒れないように固定し、画鋸等の危険な物品は園児の手の届かないところで保管してください。
- ・点検により不具合が発見された遊具について、修理等の経過が遊具台帳に記載されていない事例がありましたので、改善してください。

5 運営について

＜ 共通 ＞

- ・虐待やいじめなどの兆候を掴んだ場合、担任が一人で抱えることなく、職員全体で対応するようにしてください。また、子育て教育支援相談室や児童相談所等の関係機関と連携して、早急な対応に努めてください。
- ・保護者からの虐待などで、指導に特別な配慮を要する児童等については、その人数により心の相談員の増員等を検討してください。

＜ 小中学校 ＞

- ・学校自己評価では、児童生徒にいじめについてのアンケートを実施して、現状を把握するようにしてください。

＜ 保育園 ＞

- ・全園統一の育児相談日を設けていますが、ほとんどの相談が相談日以外となっています。実態に合った方法を検討してください。
- ・非常勤職員の時間外勤務命令簿に命令権者の印がありませんでした。非常勤職員であっても正規の手続きを取ってください。

6 その他

＜ 小中学校 ＞

- ・学童クラブが学校内に設置されている場合、防犯対策上からも非常連絡体制等の連携を密にしてください。